

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 10 月 3 日（金）第 657 号



鹿児島県

発行 鹿児島県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編集 総務部学事法制課
定例発行日（毎週火、金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

条

例

- 鹿児島県議会議員又は鹿児島県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例（※）（市町村課取扱い） 1
- 鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（※）（市町村課取扱い） 2
- 鹿児島県税条例の一部を改正する条例（※）（税務課取扱い） 2
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（※）（デジタル推進課取扱い） 3
- 鹿児島県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（※）（工業用水課取扱い） 4
- 鹿児島県立中学校及び高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例（※）（総務福利課取扱い） 5
- 鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例（※）（警務課取扱い） 5
- 鹿児島県警察官支給品及び貸与品に関する条例及び鹿児島県警察交通巡視員被服支給及び装備品貸与に関する条例の一部を改正する条例（※）（会計課取扱い） 6
- 鹿児島県立病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（※）（県立病院課取扱い） 6

条

例

鹿児島県議会議員又は鹿児島県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 10 月 3 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第49号

鹿児島県議会議員又は鹿児島県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県議会議員又は鹿児島県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成 6 年鹿児島県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「法第143条第 1 項第 4 号の 3 の個人演説会告知用ポスター（鹿児島県知事の選挙の場合に限る。）及び同項第 5 号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」と総称する）」を「法第143条第 1 項第 5 号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という）」に改める。

第 9 条第 1 号中「 7 円73銭」を「 8 円38銭」に改め、同条第 2 号中「386,500円と 5 円18銭」を「419,000円と 5 円62銭」に改める。

第13条第 1 号中「541円31銭」を「586円88銭」に改め、同条第 2 号中「28円35銭」を「30円73銭」に、「586,905円」を「609,690円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条の改正規定は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県議会議員又は鹿児島県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第 9 条及び第13条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される鹿児島県議会議員又は鹿児島県知事の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された鹿児島県議会議員又は鹿児島県知事の選挙については、なお従前の例による。

.....

鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年10月 3 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第50号

鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県事務処理の特例に関する条例（平成12年鹿児島県条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表総務部の表 1 の 2 の項中「第 5 条第 1 項」を「第 9 条第 1 項」に改め、同表 1 の 4 の項中「第14条第 1 項」を「第16条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年12月25日から施行する。

.....

鹿児島県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年10月 3 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第51号

鹿児島県税条例の一部を改正する条例

鹿児島県税条例（昭和38年鹿児島県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「公示送達は、」の次に「同条第 2 項に規定する公示事項（以下この条において「公示事項」という。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「又は」を「若しくは」に、「して行う」を「し、又は公示事項を地域振興局等若しくは県庁に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてする」に改める。

第18条第 5 項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「マンション建替組合、マンション敷地売却組合」を「マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合」に改める。

第31条の 5 中「（昭和29年総理府令第23号）」を削り、「第 2 条第 2 項」を「第 2 条第 3 項」に改める。

附則第 6 条の 2 中「令和 8 年 3 月 31 日」を「令和13年 3 月 31 日」に改める。

附則第16条の 2 中「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第10項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第31条の 5 の改正規定（「昭和29年総理府令第23号」を削る部分を除く。）並びに附則第 6 条の 2 及び第16条の 2 の改正規定 公布の日
 - (2) 第18条第 5 項の改正規定 令和 8 年 4 月 1 日
 - (3) 第 6 条の改正規定及び第31条の 5 の改正規定（「昭和29年総理府令第23号」を削る部分に限る。）並びに次項の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）附則第 1 条第12号に掲げる規定の施行の日
- 2 改正後の鹿児島県税条例第 6 条の規定は、前項第 3 号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

.....

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 10 月 3 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第52号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成27年鹿児島県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「知事」の次に「又は教育委員会」を加え、同条第4項中「であって規則で定めるもの」を削り、同項第1号中「。以下「就学支援金法」という。」を削り、「別表第1の1の項第1号及び第2号」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令（令和6年デジタル庁
総務省令第8号。以下「命令」という。）の表7の項から9の項まで」に改め、同項第2号中「以下同じ。」を削り、「別表第1の1の項第3号」を「命令の表11の項」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

執行機関	事 務
知事	鹿児島県営住宅条例（平成4年鹿児島県条例第43号）による旧特定公共賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
教育委員会	特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）によるものを除く。）であって規則で定めるもの

別表第2（第2条関係）

執行機関	事 務	特定個人情報
知事	鹿児島県営住宅条例による旧特定公共賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳に関する情報であって規則で定めるもの
		生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年10月 3 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第53号

鹿児島県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和45年鹿児島県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「一部（2時間を超えない範囲内の）」を「全部又は一部（2時間を超えない範囲内又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県立中学校及び高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年10月 3 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第54号

鹿児島県立中学校及び高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

鹿児島県立中学校及び高等学校授業料等徴収条例（昭和32年鹿児島県条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

- 2 令和7年度に限り、就学支援金支給法第3条第2項第3号の規定により高等学校等就学支援金が支給されていない高校生等を対象とした支援金の支給の申請をした生徒の授業料又は受講料の納付期限は、第8条第1項及び第4項から第6項までの規定にかかわらず、教育委員会が指定する日とする。

附則第3項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年10月 3 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第55号

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例（昭和35年鹿児島県条例第47号）の一部を次のように改正する。

第28条第2項中「840円」の次に「（大規模な災害として公安委員会が人事委員会と協議して定める災害に係る作業に従事した場合にあつては、1,080円）」を加える。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に

関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の規定に基づいて支給された特殊勤務手当は、改正後の条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

.....

鹿児島県警察官支給品及び貸与品に関する条例及び鹿児島県警察交通巡視員被服支給及び装備品貸与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年10月 3 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第56号

鹿児島県警察官支給品及び貸与品に関する条例及び鹿児島県警察交通巡視員被服支給及び装備品貸与に関する条例の一部を改正する条例

（鹿児島県警察官支給品及び貸与品に関する条例の一部改正）

第 1 条 鹿児島県警察官支給品及び貸与品に関する条例（昭和29年鹿児島県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項の表中 「夏服ズボン又は夏服スカート」 を

「夏 服 ズ ボ ン」 に改める。

（鹿児島県警察交通巡視員被服支給及び装備品貸与に関する条例の一部改正）

第 2 条 鹿児島県警察交通巡視員被服支給及び装備品貸与に関する条例（昭和45年鹿児島県条例第39号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項の表中 「夏服ズボン又は夏服スカート」 を

「夏 服 ズ ボ ン」 に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県立病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年10月 3 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第57号

鹿児島県立病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県立病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年鹿児島県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「一部（2時間を超えない範囲内の）」を「全部又は一部（2時間を超えない範囲内又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。